

### 出荷制限指示後の管理の考え方（茶）

茶の出荷管理については、関係市等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

#### 1 制限区域の市からの出荷管理

##### 1) 出荷者対策

県は、茶の出荷制限が指示された栃木市における生産者が一切の出荷を行わないよう、栃木市を通じて文書により要請する。

また、市及び県関係機関等の各種業務活動を通じて周知の徹底を図る。

##### 2) 流通対策

県のホームページにおいて茶の出荷制限に関する情報を掲載し、広く周知する。

#### 2 制限区域外の市町からの茶葉出荷への対応

出荷制限が指示された市以外から産出される販売目的の茶についても、現状では生産者の自主的な判断により販売されていないが、販売されることになる場合には、荒茶検査の結果を踏まえて流通させるよう要請するとともに、製品の出荷先の捕捉を可能とするよう製茶工場に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求める。